若者の通勤や家賃を支援します

○定住促進通勤支援補助金

市では、通勤に要する経済的負担を軽減し定住人口の増加を図るため、市内から継続的に島原半島外へ通勤する人に、通勤にかかる費用の一部を支援します。

▶対象者　申請日現在で、次の条件をいずれも満たす人
- 39歳以下である人
- 本市に2年以上居住している人または新たに本市に定住のため転入した人
- 島原半島外にある、本市に「定住促進通勤支援事業所」として登録された事業所の勤務地に通勤している人 ※事業所の事前登録が必要です
- 市税などを滞納していない人
- 生活保護受給者、暴力団員、公務員でないこと

▶補助金額

①公共交通機関利用の場合…定期券月額から通勤手当を差し引いた額の2分の1

②自家用車利用の場合…次に定める交通費基礎額から通勤手当を差し引いた額の2分の1

【交通費基礎額（月額）一例】
- 長崎市、長与町、時津町…3万9000円
- 佐世保市、平戸市、松浦市…6万2000円
- 諫早市…2万4000円
- 大村市…3万2000円
- 東彼杵町、川棚町、波佐見町…4万7000円

▶上限金額　①②ともに月額上限2万円（1000円未満切り捨て）

▶補助期間　最長3年間

▶申込方法　詳しくは市ホームページをご覧になるか、または問い合わせてください





○若者住まい支援補助金

市では、若者世代の生活の安定を図り定住人口の増加につなげるため、市内の事業所に新たに雇用された若者の家賃を支援します。

▶対象者　次の条件をいずれも満たす人
- 新たに転入する人または市内に2年以上居住している人
- 雇用されることとなった日において29歳以下である人
- 市民税所得割額（世帯の合計）が9万7千円以下であること
- 市税などを滞納していない人
- 生活保護受給者、暴力団員、公務員でないこと

▶補助金額　家賃から住宅手当を差し引いた残額の2分の1（千円未満切り捨て）

▶上限金額　（1年目）月額上限2万円、（2年目）月額上限1万5千円

▶補助期間　最長2年間

▶申込方法　詳しくは市ホームページをご覧になるか、または問い合わせてください



▶申し込み・問い合わせ先　政策企画課島原ふるさと創生本部（☎63-1111内線146）



今月の表紙　しまばら火張山花公園

しまばら火張山花公園は、平成新山の麓でボランティアの協力により、砂防指定地を継続的に維持・管理し観光客や地域住民が憩える公園になっています。

春は桜、菜の花、芝桜、ツツジ、ポピーなど、夏から秋にかけてはヒマワリやコスモスなどの花が咲くなど、一年を通して四季折々の花が楽しめる公園です。

皆さんも色鮮やかな春の風景を探しに、訪れてみてはいかがでしょうか。